令和6年3月27日 資料 5 総 務 常 任 委 員 会

政策広聴担当

子ども版広聴の実施について

1 背景

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、子どもに関する施策のほか、様々な施策において子どもの意見を聴取する機会の確保が求めてられています。

区では、これまでも、区民からの意見や提案を広く集め、区政に反映していくための広聴活動として、「区民の声」を受け付けており、年間3,000件近いご意見及びご提案が寄せられていますが、10歳代以下の区民からの意見は少数にとどまっている状況です。

広聴はがきが大人向けのデザインであることや、子どもが利用する施設にはあまり設置されていないことなどを課題として捉え、子どもにも気軽に区へ意見を届けてもらい、子どもの声を区政に反映していくために、子ども向けにデザインした子ども版の広聴を実施します。

2 実施概要

(1)子どもからの意見等の聴取

ア 子ども版の広聴はがき及び手紙

子どもにとって親しみやすく、手にとりやすいデザインの子ども向け広聴はがき等を作成します。郵送での送付(料金受取人払いとして無料で郵送)や施設の職員に渡していただくことで、子どもの声を聴取します。

イ インターネット(ホームページ)

区ホームページ(キッズスクエア)に子ども向けの意見フォームを作成し、スマートフォン等からも意見や提案ができるようにします。

また、小・中学生に配備しているタブレット端末からも意見等ができるようにします。

(2)周知方法

ホームページ、SNS等のほか、学校や子ども中高生プラザ、図書館等の子どもが利用する施設を中心に、子ども向け広聴はがきの設置やポスター等の掲示を行い、子どもが気軽に区に意見を寄せられることを周知します。

また、子どもが参加する事業等を通した周知も行います。

(3)寄せられた意見等の取扱い

子どもから寄せられた意見等は、政策広聴担当で集約の上、各所管部門に共有し対応するとともに、子ども政策課には、全件を共有します。

また、ご意見等に対する回答は、子ども宛てのお手紙として、子どもに伝わる表現でお届けします。

- 3 事業規模 757千円
- 4 今後のスケジュール(予定)

令和6年3月下旬 子ども版広聴はがきやホームページ等の作成、各施設への配布 4月~ 運用開始